

申請契約業種区分「測量・建設コンサルタント等業務」における 総合点数算定方法について

(「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領(国土交通省)」を基準としています。)

1. 有資格者数について

【算出方法】(表1)に定める(ア)に掲げる者の数に5を、(イ)に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た合計数値(ウ)に応じ、(表2)の点数の欄に掲げる点数を(A)とします。

合計数値(ウ)算出式：(ウ)＝(ア)の合計数×5＋(イ)の合計数×2

【記載方法】左欄に有資格者の資格の種類(一部は記載済)、右欄に有資格者の人数を記載して下さい。
人数の記載は、延べ人数で記載して下さい(複数の資格を持つ技術者については、それぞれの資格でカウントしてください)。
記載の資格についてはそれに該当する人数を、記載のない資格については空白欄に資格の種類を記載の上該当する人数を記載して下さい。
なお、欄内で記載できない場合は、別紙を作成の上記載して下さい。もしくは、「その他技術士」として記載の資格以外を総括していただいても結構です。

(表 1)：(ア)(イ)に該当する有資格者の内容について

業 種		有 資 格 者 の 内 容	
		(ア)	(イ)
① 測量	測量法によるそれぞれに該当する登録を受けている者		
	測量士	測量士補((ア)に該当する以外の者)	
② 建築設計・ 監理等業務	建築士法によるそれぞれに該当する免許を受けている者		
	1級建築士	2級建築士((ア)に該当する以外の者)	
	建築設備士	建築積算資格者	
③ 地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち下記の技術部門とするものに合格し登録を受けている者		(社)全国地質調査協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者
	建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る)		
	応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る)		
④ 補償関係コン サルタント 業務			土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
			不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
			司法書士法による司法書士の登録を受けている者
			(社)日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し登録を受けている者
⑤ 建設コンサル タント業務	建設コンサルタント登録規程(建設省告示)第3条第1項第1号イに該当する者		建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木その他工種の施工管理とするものに合格した者
			(社)建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し登録を受けている者
			電気事業法、電気通信事業法、計量法にもとづく有資格者で当該業種の業務を行うにあたって必要とされる試験に合格し登録を受けている者
⑥ 土地家屋調 査等、 不動産鑑 定、 環境調査			計量法にもとづく計量士の登録を受けている者
			土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
			不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
			司法書士法による司法書士の登録を受けている者

(表 2) (A)の点数表

合計数値 (ウ)	点数
110 ～	30
65 ～ 109	25
40 ～ 64	20
15 ～ 39	15
～ 14	10

2. 営業年数について

〔算出方法〕 営業年数(エ)に応じ、(表3)の点数の欄に掲げる点数とする。

(表 3) (B)の点数表

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

3. 業種別年間平均実績高について

〔算出方法〕 過去2年間の年間平均実績高の金額(オ)に応じ、(表4)の点数の欄に掲げる点数とする。

※ 金額については消費税を含まない金額を記載して下さい。

(表 4) (C)の点数表

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

4. 自己資本額について

〔算出方法〕 自己資本額(カ)を会社全体の年間平均実績高(オ)で除し、100を乗じて得た数値(キ)に応じ、(表5)の点数の欄に掲げる点数とする。

(表 5) (D)の点数表

数 値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

5. 総合点数

〔算出方法〕 1. ～4. で算出した数値を次の式に当てはめて算出して下さい。

算出式：総合点数＝(A)×5＋(B)＋(C)×3＋(D)